

解 説

この制度の内容に関しては規則に述べられた通りであります。運用に関して解説を加えておきます。

* 症例報告について

症例報告に記載される症例は多岐にわたることが望ましく、種々の病型、種々の合併症、多数のインスリン使用例を含むことが必要です。

* 症例記録について

1. 専門医の申請は、専門医認定委員会が指定した要件に沿った、認定教育施設・教育関連施設・連携教育施設（小児科）で経験した、入院症例の提出が必要です。内科は10症例、小児科は5症例提出してください。
2. 研修指導医の申請は、専門医認定委員会が指定した要件に沿った、認定教育施設・教育関連施設・連携教育施設（小児科）で経験した入院症例もしくは、専門医取得後常勤として勤務した施設で経験した入院症例の提出が必要です。内科は10症例、小児科は5症例提出してください。
3. 提出する症例は、主治医またはそれに相当する立場で、直接診療に携わった患者に限ります。
4. 同一期間に入院した、同一症例を複数の専門医認定申請者が、使用することは許されません。

* 専門医試験再受験者の申請書類の一部免除について

2020年度以降に専門医試験を受験した方で認定されず、再度申請する場合は、専門医制度規則第8条に定めている申請書類のうち一部を免除します。申請する場合は下記を提出してください。ただし、申請書類の一部免除の対象となる期間は、受験した当該年度に続く2年間です。

1. 専門医申請書
2. 履歴書
3. 認定内科医証または日本小児科学会専門医認定証（写し）
4. 研修カリキュラムチェックリスト
5. 症例報告30症例

* 糖尿病診療に関する海外での専門医資格を有する者の日本糖尿病学会糖尿病専門医認定申請について

日本糖尿病学会糖尿病専門医認定申請を希望する場合、事前に予備審査を行います。専門医認定委員会で承認されれば、申請要件の一部が免除される場合があります。

1. 専門医申請時に連続3年以上本学会の会員であることが必要です。
2. 日本内科学会認定内科医あるいは日本小児科学会小児科専門医の資格を有していることが必要です。
3. 専門医申請締切（6月末日）の直近1年以上にわたって日本国内での診療経験が必要です。この期間に日本で診療した症例から30例分の症例報告を規定の症例報告用紙を用いて作成し、必ず提出して下さい。
4. 研修指導医の資格を有する方（学術評議員が望ましい）からの推薦書が必要です（様式自由）。現在の勤務先の研修指導医でなくてもかまいません。
5. 筆記試験、面接試験は必須です。
6. 研修指導医の同時申請は認められません。
7. 申請年度の前年12月までに要件に沿って予備審査の申請を行ってください。予備審査に必要な書類は、
 - ① 予備審査申請書
 - ② 糖尿病診療に関する海外での専門医資格を証明するもの
 - ③ 海外での専門医資格取得に際して必要な要件を説明する資料、並びにその専門医取得のために行った臨床研修の証明資料（研修の修了証明書等）
 - ④ 履歴書（医師免許取得後～予備審査申請現在）
 - ⑤ 研修指導医の推薦書その他、専門医認定委員会が必要と認めた資料の提出を求めることがあります。

* 「常勤」の定義について

1. 本制度の常勤者とは、7時間45分/日、週4日以上勤務を原則とします。
2. 糖尿病専門医申請に必要な常勤者としての3年間の糖尿病臨床研修のうち、最低1年間は通常勤務の研修が必要です。勤務先で常勤とみなす育児（介護）中の時間短縮勤務をした場合、実際の勤務時間に応じて研修期間を比例配分し算出します。「常勤とみなす時間短縮勤務」の定義は、施設ごとに様々であるため週20時間以上の勤務を目安とします。勤務状況がわかる勤務先の在職証明書を必ず提出して下さい。

* 糖尿病臨床研修について

認定内科医研修の課程を終了後、認定教育施設において糖尿病臨床研修を行う際、3年間のうち1年を限度とし小児科（連携教育施設（小児科）を含む）での研修を認めます。同様に小児科専門医研修の過程を3年以上終了後、認定教育施設または連携教育施設（小児科）での研修期間3年間のうち、内科の認定教育施設での研修も1年を限度として認めます。

*** 研修指導医について**

- ①本制度の研修指導医とは、認定教育施設において研修医に対し糖尿病臨床を指導することのできる医師を意味するものであって、糖尿病患者のみを指導する医師を意味するものではありません。
- ②研修指導医の認定を申請するために提出する症例記録は所定の用紙を用いることとします。なお、書き方については症例記載に関する注意事項を参照してください。
- ③特例研修指導医とは、既に認定されている認定教育施設から研修指導医が転出したために生じる後任の必要性から、研修指導医の資格条件を全て満たしていなくても、専門医認定委員会において特に認められた研修指導医をいいます。特例研修指導医の認定期間は2年間で、特例研修指導医を再度申請することはできません。認定期間（2年間）内に規定を満たし、正規の研修指導医の申請をしてください。また、後任の特例研修指導医として認定された所属施設を離れた場合、または正規の研修指導医が認定された場合は、特例研修指導医の資格を失います。

*** 専門医・研修指導医の業績について**

- ①業績目録には「糖尿病臨床に関する筆頭者としての学会発表または論文発表」（施行細則に定められたもの）を記載し、学会発表にはプログラムと抄録のコピー、論文発表には別刷りを添付してください。
- ②発表は一般演題・誌上発表・ポスターセッションとします。なお、特定の薬剤、機器の有用性に関するもの、市販後の有用性・安全性などに関するものは論文業績として認められません。
- ③同じ症例を使った発表は異なった集会で発表しても同一発表としますが、学会発表と論文が同一内容であっても別の業績として提出することができます。

*** 専門医認定・専門医更新の糖尿病患者教育資料について**

糖尿病患者教育活動に関する資料は、勤務先において自ら行った患者教育指導の実践（糖尿病教室、患者友の会活動他）、地域における患者教育活動（小児糖尿病サマーキャンプ（1回以上の全日程参加または部分参加（部分参加の場合は、連続2泊3日以上参加））、ウォークラリー、糖尿病療養指導士の育成や教育に関わる活動等）、社会における啓発や施策への協力（糖尿病デー、糖尿病週間、糖尿病対策推進会議）等の実態を客観的に示すもの（参加証、プログラム、日本糖尿病学会の会員（会員番号）であることを証するもの）を提出してください。糖尿病専門医の新規認定申請にあたっては、糖尿病教室の担当は、研修の一環として必須です。認定教育施設、教育関連施設、連携教育施設（小児科）で研修指導医の指導のもとに糖尿病教室を担当したことを証明する資料を提出してください。糖尿病患者教育活動については、日本糖尿病学会（支部）、日本糖尿病協会（都道府県協会を含む）、糖尿病対策推進会議など公的機関が主催、またはそれらの機関と共催するものとします。

*** 認定教育施設・教育関連施設（診療科単位として）について**

- ①認定教育施設Ⅰ・Ⅱ（有床）・教育関連施設は管理中の糖尿病患者数は200名（ただし、小児では20名）以上であり、年間入院患者数は50名（ただし、小児では4名）以上であることが必要であります。また糖尿病臨床に関する学会発表または論文発表が常時行われていることが必要です。
- ②認定教育施設Ⅲ（無床）は管理中の糖尿病患者数は200名（ただし、小児では20名）以上であることが必要です。また糖尿病臨床に関する学会発表または論文発表が常時行われていることが必要です。
研修指導医以外に医師の日本糖尿病学会員が1名以上いることが必要です。
日本糖尿病療養指導士が3名以上いることが望ましい。
インスリン強化療法が20例以上、インスリン症例が30症例以上あることが必要です。
但し認定教育施設Ⅲ（無床）での研修期間は1年を限度とします。
- ③教育関連施設で研修を行うものは、連携する認定教育施設の研修指導医から、定期的（おおむね月1回以上）に直接指導を受けることが必要です。

以下、有床・無床・教育関連施設共通

- ④糖尿病食事指導に関しては、十分な能力を持った管理栄養士が常時勤務しており、外来食事指導室があることとします。
- ⑤患者教育とは、個人指導による教育は勿論のこと、糖尿病教室や教育入院制度による系統的な教育、更には糖尿病患者の集いや小児糖尿病キャンプなどの集団教育活動などを通して、患者の糖尿病に対する理解を深め、糖尿病の治療がより円滑に行われるようにすることを指します。
- ⑥眼科が併設されているか、または必要な患者に正しい眼科治療が受けられるよう、糖尿病に精通した眼科医と密接な連携が保たれていることが必要であります。

*** この解説の改訂は、専門医認定委員会で行います。**

- 2005年5月12日解説一部改訂.
- 2008年11月30日解説一部改訂.
- 2012年5月18日解説一部改訂.
- 2013年5月15日解説一部改訂.
- 2014年3月6日解説一部改訂.
- 2014年5月21日解説一部改訂.
- 2015年11月23日解説一部改訂.

2016年11月23日解説一部改訂.

2017年5月17日解説一部改訂.

2018年3月1日解説一部改訂.

2018年8月6日解説一部改訂.

2018年12月22日解説一部改訂.

2020年12月6日解説一部改訂.

2021年3月14日解説一部改訂.

2024年11月24日解説一部改訂.

*「日本糖尿病学会認定糖尿病専門医」は登録商標です。
登録第5010646号